

居住支援法人について

改正法において、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）の指定等に係る主な規定が国土交通省及び厚生労働省の共管とされたこと等を踏まえ、居住支援法人の指定等の運用に当たっては、下記事項を踏まえ、住宅部局と福祉部局との緊密な連携により対応されたい。

第1 居住支援法人の指定について（法第59条及び第60条、共管省令第39条から第42条まで並びに国土交通省令第29条関係）

1 指定の申請について

居住支援法人の指定を受けようとする者¹は、法第60条第2項第1号の支援業務の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）等を添付した指定申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

指定申請書には、同項各号に掲げる事項（支援業務の種別等）のほか、共管省令第39条第2号に掲げる、支援業務に関する問合せを受けるための連絡先等を記載しなければならない。

支援業務に関する問合せを受けるための連絡先とは、指定の審査の際等に都道府県の担当者等からの確認や通知を受ける連絡先ではなく、住宅確保要配慮者等からの居住支援に関する問合せを受ける連絡先をいう。この際、居住支援法人において住宅確保要配慮者からの問合せを受けるための専用窓口を設置することは必ずしも求めるものではないが、住宅確保要配慮者からの問合せが多く寄せられる場合等には、支援業務の公正かつ適確な実施の観点から、当該居住支援法人において適切な相談対応体制を構築することが望ましいので、都道府県知事において適切に指導されたい。なお、すでに居住支援法人から援助等を受けている住宅確保要配慮者が、当該援助等に関する困りごとが生じた際に相談しやすいよう、通常の担当者とは別の相談先を設けておくことは、支援業務の公正かつ適確な実施の確保における重要な視点であると考えられるので留意されたい。

実施計画には、支援業務に係る下記(1)～(5)の事項を記載しなければならない。

- (1) 組織、人員及び運営に関する事項
- (2) 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項（住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を含む）
- (3) 地方公共団体との連携に関する事項
- (4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項
- (5) 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

このうち(3)及び(4)は、地域のニーズに対応した効果的な居住支援の取組を促進するため、居住支援法人と地方公共団体等との連携を促進することを目的としたものである。地方公共団体には、指定主体である都道府県のほか、居住支援法人の活動地域の市区町村も含まれ得る。居住支援法人による具体的な取組としては、例えば、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」とい

¹ 法第59条第1項において、「特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社」であって同項各号に掲げる基準に適合するものを、居住支援法人として指定することができることとされており、都道府県知事による独自の運用等は同条等の規定の趣旨に反しない範囲で可能である。

う。)への積極的な参加や、地方公共団体が実施する居住支援に関する事業の受託等が考えられる。また、地域のニーズや実情を踏まえ、居住支援法人による取組と相まって、地方公共団体においても積極的に連携・協働に向けた取組を行うことが重要である。

(5)については、各地域の居住支援協議会のほか、居住支援に関する外部組織や全国団体等が主催する研修会への参加等により、住宅、福祉等の専門的知識や多角的視点、最新の ICT 技術等の全国的な動向、他の居住支援法人の優良な取組事例等を把握すること等が考えられる。

2 指定基準について

都道府県知事は、支援業務に関し下記(1)～(7)に掲げる基準(以下「指定基準」という。)のいずれにも適合していると認められるものを、居住支援法人として指定することができる。具体的な指定基準の考え方は都道府県知事において判断することとなるが、例えば、以下のようなものが考えられる。

(1) 実施計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること

(例)

- ・ 支援業務の実施のために必要な組織、人員及び運営の体制を確保していること(複数の都道府県で支援業務を行おうとする場合は、それぞれの都道府県における支援業務の実施のために必要な組織、人員及び運営の体制が確保されているか、例えば、他の都道府県における支援業務の状況や今後の見通し等も聴取すること等により、総合的に判断する必要があることに留意されたい。)
- ・ 特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること
- ・ 基本方針、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであることその他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に資するものであること 等

(2) 実施計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること

(例)

- ・ 支援業務を行うために必要な財源を法人として十分に有していること
- ・ 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動の実績を有していること 等

(3) (2)のほか、債務保証業務を行う場合にあっては、債務保証業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに当該業務を確実に遂行するために必要と認められる財産的な基礎であって以下に定めるものを有するものであること

① 知識及び能力

ア～ウに掲げるいずれかの業務の経験に基づく知識及び能力であって、保証契約等の募集及び締結、当該保証契約に基づく債務の弁済、求償権の行使その他の業務を、法第20条第2項の登録住宅入居者その他の者の権利を侵害することがないよう公正かつ適確に行うことができるもの

ア 法第62条第2号から第5号までに掲げるいずれかの業務の経験

イ 国土交通省令第20条第2号の登録を受けている者(以下「登録家賃債務保証業者」という。)としての業務の経験

ウ その他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業務の経験

(ウの例) 社会福祉協議会(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第10章第3節に規定する社会福祉協議会をいう。)の事業に係る業務の経験

② 財産的な基礎

次のア～ウに掲げる基準のいずれにも適合するもの(ア及びイについては、申請時の添付書類である「申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表」等を参考に総合的に判断する。)

ア 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産及び損益の状況が良好であること

イ 財産及び損益の状況が申請の日の属する事業年度以降良好に推移することが見込まれること

ウ 行おうとする債務保証業務の内容、規模及び態様に照らして、当該業務を継続的かつ安定的に実施するに足りる財産的基礎を有するものであること

(ウの例) 被保証人の数等に応じて、当該業務を継続的かつ安定的に実施するに足りるものであること

(4) (2)のほか、残置物処理等業務を行う場合にあっては、残置物処理等業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに当該業務を確実に遂行するために必要と認められる財産的な基礎であって国土交通省令第29条第1号ロ及び第2号で定めるものを有するものであること(詳細は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に向けた準備行為について」(令和7年6月26日国住心第44号国土交通省住宅局長通知)第1の1の(3)を参照されたい。)

(5) 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること(例)

- ・ 職員又は役員が暴力団員等でないこと
- ・ 役員のうち拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者がいないこと 等

(6) 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

(例) 利益相反関係となるおそれのある他の業務を実施する組織との間に、適切な分離がなされていること 等

(7) (1)～(6)のほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること(例)

- ・ 定款等において支援業務を実施するために必要な記載がなされていること
- ・ 支援業務の実施のための意思決定がなされていること
- ・ 法令等遵守のために必要な組織体制、内部規則等が適切に整備されていること(法令等に違反し処分又は指導監督を受けた場合において、適切な改善措置が取られていること等を含む) 等

3 留意事項

- (1) 居住支援法人は、必ずしも法第 62 条各号に掲げる業務を全て行わなければならないものではない。また、地方公共団体から、居住支援法人の指定を受けようとする者に対し、地域において必要な業務の実施を依頼・相談することは差し支えない。
- (2) 居住支援法人は、指定を受けた都道府県の全域において業務を行う必要はなく、一部の区域において業務を行うことも認められる。また、居住支援法人として複数の都道府県で業務を行おうとする場合には、それぞれの都道府県知事による指定が必要となることに留意されたい。
- (3) 支援業務は、全ての住宅確保要配慮者を対象とするものである必要はなく、居住支援法人の目的や組織、人員等に応じて、一部の属性の住宅確保要配慮者に限定した支援を行うことも可能である。
- (4) 近年、単身高齢者世帯の増加等に伴い、法第 62 条第 3 号に掲げる「賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、その生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行う」業務（以下「3号業務」という。）において、住宅と福祉の連携が一層重要となっている。このため、3号業務を行う居住支援法人の指定の審査並びに指導及び監督等に当たっては、地方公共団体の福祉部局の積極的な関与により、福祉部局の有する高齢者、障害者、生活困窮者等の福祉に関する知見を活用するとともに、福祉に関する各種施策や事業との適切な連携を図られたい。また、その他の支援業務についても、個別事案に応じて、福祉に関する知見の活用等が必要な場合には、関連する福祉部局の積極的な関与をお願いする。
- (5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を一層促進するためには、住宅確保要配慮者の入居の受入れに当たり賃貸人が抱く不安を軽減することが重要であることから、法第 62 条第 4 号の「賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供を行う」業務が追加されたので留意されたい。
- (6) 地域において住宅確保要配慮者等を支援する団体については、市区町村の福祉部局等が実情等を把握している場合も多いことから、居住支援法人の申請の際に市区町村からの推薦書等がある場合には、これらを考慮の上、指定することが考えられる。
- (7) 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）による地方住宅供給公社を居住支援法人として指定することはできないことに留意されたい。
- (8) 都道府県は、居住支援法人を指定したときは、その旨及び当該居住支援法人の名称等を公示しなければならない。

また、都道府県において、指定した居住支援法人に関する詳細な情報（業務内容・範囲、活動実績、得意分野等）を把握した場合には、地域における総合的かつ包括的な居住支援体制の整備に向け、居住支援法人と市区町村の一層の連携を促進するため、指定した居住支援法人の同意を得た上で、当該居住支援法人の情報を関係市区町村に提供するよう努められたい。
- (9) 居住支援法人は、指定を受けたときは、実施計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならないことに留意されたい。

第 2 業務規程の認可について（法第 64 条及び国土交通省令第 30 条関係）

1 債務保証業務規程について

居住支援法人は、債務保証業務を行う場合には、国土交通省令第 30 条第 1 号に掲げる事項を記載

した債務保証業務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

債務保証業務規程の認可に当たっては、当該規程が債務保証業務を公正かつ適確に実施することができるものと認められるものとなっているか、例えば、以下のような点から総合的に確認されたい。

- ・ 被保証人の範囲が特定の者につき不当に差別的な取扱いとなっていないか
- ・ 保証料の額が著しく高いものとなっていないか
- ・ 求償権の行使方法が適切なものとなっているか

なお、債務保証業務は、住宅確保要配慮者の登録住宅への円滑な入居を促進するために行うものであり、住宅確保要配慮者の居住の安定を損なうことのないよう、求償権の行使方法が適切なものとなっていること等が重要である。こうしたことを確認するに当たっては、家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）の定めを参考とすることも考えられる。

2 残置物処理等業務規程について

居住支援法人は、残置物処理等業務を行う場合には、国土交通省令第 30 条第 2 号に掲げる事項を記載した残置物処理等業務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

残置物処理等業務規程の認可に当たっては、当該規程が残置物処理等業務を公正かつ適確に実施することができるものと認められるものとなっているか、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に向けた準備行為について」第 1 の 2 を参照して確認されたい。

第 3 事業計画等について（法第 65 条並びに共管省令第 45 条及び第 46 条関係）

居住支援法人は、毎事業年度、実施計画を踏まえて事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事の認可を受けなければならない。また、事業計画の認可を受けたときは、当該事業計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

居住支援法人は、毎事業年度、実施計画及び事業計画を踏まえ、事業報告書及び収支決算書を作成し、財産目録及び貸借対照表を添付して、当該事業年度経過後 3 月以内に、都道府県知事に提出しなければならない。

これらの資料は、いずれも、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するために必要なものであり、提出されない場合等には法第 68 条の監督命令等の対象となり得るので留意されたい。

第 4 区分経理について（法第 66 条及び共管省令第 47 条関係）

居住支援法人は、債務保証業務及びこれに附帯する業務、残置物処理等業務及びこれに附帯する業務、その他の業務の経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第 5 帳簿の備付け等について（法第 67 条並びに共管省令第 48 条及び第 49 条関係）

1 債務保証業務について

居住支援法人は、債務保証業務について、下記(1)～(7)に掲げるものを記載した帳簿を備え付け、これを債務保証業務に係る契約の終了の日から起算して 5 年を経過する日までの間、保存しなければ

ばならない。なお、改正前の国土交通省令第32条第1項第1号の「債務の保証を行った年月日」については下記(2)のとおり、同項第2号の「債務の保証の内容」については下記(3)～(5)のとおりその内容を明確化するとともに、求償権の行使方法が適切なものとなっているか確認する観点から下記(6)を追加したので留意されたい。

また、居住支援法人は、債務保証業務に関する共管省令第49条第1項第1号から第4号までに掲げる書類又はこれらの写しを、債務保証業務に係る契約の終了の日から起算して5年を経過する日までの間、保存しなければならないので留意されたい。

- (1) 保証契約等の相手方の氏名及び住所
- (2) 保証契約等を締結した年月日
- (3) 保証契約等の期間
- (4) 保証契約等の内容
- (5) 保証契約に基づく債務の弁済をした金額及び年月日
- (6) 弁済に係る求償をした金額及び年月日
- (7) その他保証契約等に関し必要な事項

2 残置物処理等業務について

居住支援法人が残置物処理等業務を行う場合の帳簿の備付け等については、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に向けた準備行為について」第2の4を参照されたい。

3 その他支援業務について

1及び2のほか、住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合には、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため、当該住宅確保要配慮者の氏名及び住所、支援業務を行った年月日、支援業務の内容、支援業務の対価及び提供の条件に関する事項を記載した帳簿を備え付け、これを当該支援業務に係る契約の終了の日から起算して5年を経過する日までの間、保存しなければならないので留意されたい。

第6 指導及び監督について（法第68条、第69条及び第70条関係）

1 総論

- (1) 居住支援法人の指定制度の運用に当たっては、基準に適合した運営を確保するほか、いわゆる貧困ビジネス等の住宅確保要配慮者の権利利益を不当に侵害するような事業等が行われることのないよう、制度の悪用等を防止するための適切な指導及び監督がなされることが重要である。一方、実際の居住支援の現場においては、居住支援法人等において、個々の住宅確保要配慮者の事情等を踏まえ、多様かつ柔軟な対応を行うことも想定されるため、こうしたことを考慮しない一律の基準等により指導又は監督を行うことが適当でない場合もあると考えられる。居住支援法人間の公平性・平等性のみを考慮して、必要な指導及び監督が遅滞することのないよう、居住支援法人に関する様々な情報を受け付け又は収集しつつ、居住支援法人や住宅確保要配慮者の個別の事情等に応じた必要な指導及び監督を厳正に行うようお願いする。

- (2) 都道府県知事は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、居住支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をし、報告徴収及び立入検査を行うことができるほか、一定の場合にその指定を取り消すことができるので、下記2を参考として適切に指導及び監督を行われたい。
- (3) 居住支援法人に係る他の法令に基づく指導又は監督を契機として居住支援法人の不適切な業務実態等が明らかになること等も想定され得ることから、都道府県知事においては、居住支援法人に係る他の法令に基づく指導及び監督の状況をできる限り把握するとともに、必要に応じて、他の法令に基づく制度の所管部局等（例えば、住宅、福祉・介護、消費者政策、建築、消防等の所管部局等が考えられる。）と連携して対応することが望ましい。（例えば、立入検査の同日実施や、双方に關係する違反情報の共有・公表等が考えられる。）
- (4) 居住支援法人において、共管省令第42条等に基づく公示だけでなく、住宅確保要配慮者や地域住民等に対する支援業務の内容等に係る適切な情報公開が行われるよう、助言等に努められたい。
- (5) このほか、居住支援法人が支援業務を行うに当たっては、住宅確保要配慮者に対しその内容や対価等を理解しやすいように説明すること、住宅確保要配慮者からの相談又は苦情に誠実に対応すること、住宅確保要配慮者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その居住の安定を図るよう努めること等が重要であるので、適切な指導に努められたい。

2 運用の目安

- (1) 都道府県知事は、法第69条第1項に基づき、報告徴収及び立入検査を行うことができる。同項に規定する「支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとき」としては、例えば以下のようなものが考えられる。
- ・ 法第65条第2項に基づく事業報告書又は収支決算書が正当な理由なく提出されないとき
 - ・ 事業報告書・収支決算書の内容や、住宅確保要配慮者、地域住民、居住支援法人の従業員等の関係者からの通報その他の状況に鑑み、指定基準への適合等に疑義があるとき
 - ・ その他支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとき
- また、定期的に、例えば3年や5年に1度、報告徴収等を活用して居住支援法人の詳細な状況を把握することも考えられる。
- (2) 都道府県知事は、法第68条に基づき、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、居住支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。同条に規定する「支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとき」としては、例えば以下のようなものが考えられる。
- ・ 報告徴収及び立入検査等の結果、指定基準等に適合していないと認めるとき
 - ・ その他支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとき
- なお、監督命令の実施に当たっては、例えば、報告徴収又は立入検査の結果等を踏まえ、問題点の是正改善に向け、口頭又は文書による指導を行った上で、正当な理由なく指導に従わず是正改善が図られない場合にこれを行うこと、住宅確保要配慮者の保護等を図る必要がある場合等の緊急の場合はこの限りでないこと、等の取扱いが考えられる。
- また、監督命令等を行う場合には、居住支援法人に対し、当該監督命令を受けた事実の公表並

びに当該居住支援法人による再発防止策の作成及び公表を求めることも考えられる。

(3) (1)及び(2)について、具体的には、例えば、下記の事項に該当するときは、法第59条第1項第6号の基準（支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること）等に適合しないものとして、報告徴収及び立入検査並びに監督命令の対象となるものと考えられる。

- ・ 不当な手続による契約の締結、不当な契約条項を盛り込んだ契約の締結等により、住宅確保要配慮者の権利利益が不当に侵害されているとき
- ・ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅が適正に管理されていない等により、住宅確保要配慮者の居住環境に重大な影響が生じているとき

(4) なお、例えば、下記の事項に該当するときは、結果として、法第59条第1項第6号の基準（支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること）等に適合しないものとして報告徴収及び立入検査並びに監督命令の対象となるケースも想定され得ることから、指導及び監督に当たり留意されたい。

- ・ 居住支援法人に対し他の法令（例えば、住宅、福祉・介護、消費者政策、建築、消防等に関する法令等が考えられる。）に基づく指導又は監督が行われたとき
- ・ 特に、居住支援法人が、法第12条第1項に規定する登録事業者、法第44条第3項に規定する認定事業者、法第72条第1項の国土交通大臣の認定を受けた家賃債務保証業者又は登録家賃債務保証業者である場合において、これらに係る法令の規定に違反するものとして、指導又は監督が行われたとき

(5) 居住支援法人である者が支援業務以外の業務を行う際、当該者が居住支援法人の指定を受けたものであることを殊更に示してこれを行うことは、住宅確保要配慮者等に対し、居住支援法人制度や支援業務の内容に関する誤った認識を与え、支援業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがあることから、法第59条第1項第5号及び第6号の基準等に適合しないものとして、監督命令や指定の取消し等の対象となり得ることに留意されたい。

また、居住支援法人の指定を受けているものの、長期にわたり支援業務の実施を確認できない法人については、通常、支援業務を公正かつ適確に行うものとは言い難いと考えられることから、居住支援法人制度に対する関係者の信頼を損なうことのないよう、法第70条第2項第4号等に基づき、適切に指定の取消し等を行われたい。

3 留意事項

補助事業等の適切な運用の確保のため、居住支援法人の支援業務が公正かつ適確に行われず国の補助事業の要件等に違反するおそれがある場合や、居住支援法人に対し監督命令や指定取消し等の処分を行った場合等には、国土交通省住宅局安心居住推進課・住宅総合整備課に随時情報提供いただくようお願いする。

第7 公示及び報告徴収のオンライン化について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）においてアナログ規制の見直し等を行うこととされ、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定等）においても、確実に

見直しを実施することとされた。これらを踏まえ、法及び共管省令に基づく公示及び報告徴収について、下記のとおり運用を整理したので留意されたい。

- (1) 法第 60 条第 3 項、第 61 条第 3 項及び第 70 条第 3 項に基づく居住支援法人の名称等の公示並びに共管省令第 42 条、第 43 条第 4 項及び第 45 条第 3 項に基づく実施計画等の公示について

書面掲示に係る規制のうち、法第 60 条第 3 項、第 61 条第 3 項及び第 70 条第 3 項に基づく居住支援法人の名称等の公示については、近年の IT 技術の進展による情勢を踏まえ、閲覧者の利便性の向上の観点から、デジタル技術を活用した方法により実施することを基本とすること。

書面掲示に係る規制のうち、共管省令第 42 条、第 43 条第 4 項及び第 45 条第 3 項に基づく実施計画等の公示については、各規定においてもインターネットの利用が例示され、デジタル技術を活用した方法による実施が可能となっているところであるが、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を基本とすること。

- (2) 法第 69 条第 1 項に基づく報告徴収について

目視に係る規制のうち、法第 69 条第 1 項に基づく報告徴収については、紙面や対面実施等の方法に限定されるものではなく、その目的を達成することができる範囲において、必要に応じて電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方法により実施することも可能であること。

第 8 経過措置（共管省令附則第 3 条から第 6 条まで関係）

改正法の施行に当たっては、所要の経過措置を設けているので留意されたい。なお、下記の経過措置が適用される間においても、居住支援法人等に対し改正法等の円滑な施行に向けた指導・助言を行うことは差し支えない。

- (1) 令和 7 年 10 月 1 日において居住支援法人であるもの（以下「現居住支援法人」という。）は、同日以降、遅滞なく、支援業務に関する住宅確保要配慮者等からの問合せを受けるための連絡先を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。
- (2) 現居住支援法人については、事業計画に係る共管省令第 45 条第 1 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度（以下「令和 8 年事業年度」という。）に係る事業計画から適用することができる。
- (3) 現居住支援法人については、令和 8 年事業年度の事業計画の認可申請に当たっては、共管省令第 42 条に規定する実施計画を添付しなければならない。また、これを同条の規定により公示しなければならない。
- (4) 共管省令第 46 条第 1 項の規定は、令和 8 年事業年度に係る事業報告書から適用することができる。
- (5) 令和 8 年 9 月 30 日までの間に債務保証業務の保証契約等又は支援業務（住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合）に係る契約が締結された場合における帳簿の記載事項については、なお従前の例によることができる。

以 上